

大町市議会意見交換会の中でお寄せいただいたご意見、ご提言を、区分、整理し、関係する委員会等で下記のとおり検討しました。

なお、執行機関へのご意見、ご提言については、市長部局の検討結果として掲載しています。

1 執行機関への意見、提言

(1) 税金の滞納整理は臨時職員がやっているが、正規職員がやるべきではないか。

【検討結果】

市税や料金などにつきましては、納税者の皆様が自主的に納付していただくことを基本として、市民の皆様に納付をお願いしています。

このため、市では従来からの金融機関における口座振替や窓口納付に加えて、全国の主要なコンビニエンスストアの店頭でも24時間365日、税金等の納付が可能な「コンビニ納付」を昨年度から開始し、より一層市民の皆様が税金等を納めやすくなるよう環境の整備に努めております。

しかし、市民の皆様の中には、高齢や交通手段がないことなどの理由により金融機関等の窓口で納付することが難しいケースや、継続的に生計の状況等を確認しながら納付していただく必要があるケースなどがあり、このような場合には、正職員や専門の嘱託徴収員が直接ご自宅に訪問して税金などの収納や納付の相談に応じさせていただいております。

「滞納整理は正職員が行うように市に要望してほしい。」とのご意見をいただきましたが、正職員と嘱託徴収員は、その立場によって業務の内容に若干の相違があります。

正職員は、滞納金額が大きな案件や徴収が困難な案件などを担当しており、当然に自身が担当する案件については訪問による徴収や折衝を行うとともに、嘱託徴収員が担当する案件についても必要な場合には一緒に訪問、折衝を行うなど連携を取り業務を行っております。また、税金などの納付や相談に応じない場合など、状況によっては差押え等の滞納処分や、その前段として各種の調査、照会等の業務も担当しており、専門的な知識や技術が必要となることから、ひとつの案件を処理するために要する事務量が増える傾向にあります。

これに対して、嘱託徴収員は、滞納金額が比較的少ない案件や反復的な徴収が可能な案件など滞納整理の初期段階における業務を担当しており、正職員と比較してその取扱件数は相対的に多くなっています。

このため、一見して嘱託徴収員のみが訪問を行っているように見受けられる要因となっておりますが、正職員と嘱託徴収員との滞納整理業務の進捗の段階に応じた業務分担制の採用によるものであることをご理解いただきたいと思います。